

# 三朝町定住支援員募集要領

---

## 1 目的

三朝町への移住希望者や移住者が安心して地域に住み着き、地域とつながりを持って暮らせるように支援する「三朝町定住支援員」(以下「支援員」という。)を募集します。

## 2 業務の概要及び募集人員

### (1)業務の概要

支援員は、地域及び行政との連携を密にし、次に掲げる業務に従事します。

- ① 移住希望者からの相談対応及び定住に向けた支援に関する業務
- ② 移住相談会、移住体験ツアー等移住促進に係るイベントの準備及び運営に関する業務
- ③ 三朝町空き家・空き地バンク制度の運営に関する業務
- ④ 三朝町移住お試し住宅の案内及び利用促進に関する業務
- ⑤ 移住者と地域住民とをつなぐ交流拠点施設の活用促進に関する業務
- ⑥ その他、移住定住対策に関し、町長が必要と認めた業務

### (2)募集人員 1名

## 3 応募資格

次の①～④の全てに該当する者

- ① 地域の実情に詳しく、三朝町への移住経験がある者又は地域づくりや定住対策に高い関心を持つ者で、積極的に業務に従事できる者
- ② パソコン等を活用し、幅広い情報収集と発信ができる者
- ③ 普通自動車運転免許を有する者（又は任用日までに取得見込み）
- ④ 次に該当しないこと
  - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・三朝町の職員として懲戒免職の処分を受けその処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 雇用形態

三朝町会計年度任用職員として採用します。

## 5 任用期間

採用の日から当該日以降の最初の3月31日までとし、再任を妨げません。ただし、支援員として相応しくないと判断した場合、更新はしません。

なお、任用の日は支援員と協議のうえ決定します(特段の事情がなければ、令和8年5月1日を想定しています)。

## 6 報酬等

- (1) 報酬は月額 176,851 円とします。
- (2) 期末・勤勉手当を支給します(年2回)。※着任の時期により異なる場合があります。
- (3) 社会保険料等(健康保険、厚生年金、雇用保険)の本人負担分は控除します。
- (4) 業務に必要な活動経費は、町が予算の範囲内で負担します。

## 7 勤務地

三朝町内の活動拠点

## 8 勤務形態等

- (1) 勤務時間は、1日7時間、週5日勤務を基本とします。ただし、必要に応じて勤務日以外の勤務もあり、その際は振替対応とします。
- (2) 休日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないこととします。また、年末年始の12月29日から翌年の1月3日までの日についても同様とします。
- (3) 年次休暇は、1年目は12日、2年目以降は勤務年数に応じて付与します。  
※着任の時期により異なる場合があります。

## 9 応募方法等

### (1) 応募方法

別紙の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、次の書類を添付して、三朝町役場デジタル・人口戦略課へ郵送または持参してください。

添付書類：履歴書、住民票の写し、運転免許証の写し、その他応募資格を証明する書類

※提出された書類は返却しません。

※応募用紙に記載された個人情報、三朝町個人情報保護条例(平成12年三朝町条例第30号)に基づき厳正に管理します。

※応募に要する一切の費用は、応募者負担となります。

### (2) 募集受付期間

令和8年4月20日(月)まで

### (3) 選考方法

書類及び面接による審査を行います。 ※応募の秘密は守られます。

(ア) 第1次選考(書類審査)

(イ) 第2次選考(面接による審査)

- ① 三朝町役場で面接による審査を行います。
- ② 面接会場への移動にかかる経費は、応募者負担となります。
- ③ 日程等詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※希望により、第2次選考(面接)はオンラインで行うことも可能です。

## 10 応募・問合せ先

### 【応募先】

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬999番地2

三朝町役場 デジタル・人口戦略課 定住支援員募集担当

### 【問合せ先】

三朝町役場 デジタル・人口戦略課(担当:米田 真)

TEL:0858-27-0166 FAX:0858-43-0647 E-mail:iju@town.misasa.tottori.jp